

# 「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」の改正について

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部 感染症対策課

# 蚊媒介感染症対策に係る状況

## 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針とは

- 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成27年厚生労働省告示第260号。以下「指針」という。）は、蚊媒介感染症の総合的な予防のための施策を推進するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第11条第1項の規定に基づき定められている。
- 指針は、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは改正することとされており、前回改正は令和3年。

## 蚊媒介感染症にかかる状況

**平成26年** 代々木公園で70年ぶりにデング熱の国内感染例が報告される

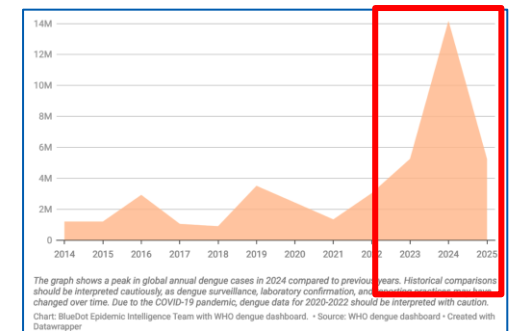
**平成27年** 指針の作成、公表

**平成28年** 南米地域でのジカウイルス感染症の流行を踏まえ、指針にジカウイルス感染症に関して追記

**令和3年** 指針の一部改正（前回改正）：  
・ 今後国内定着が危惧されるネッタイシマカの記載を追加  
・ 蚊媒介感染症が発生するリスクが高い地点の記載を明確化  
・ 平時からの対策として殺虫剤の備蓄や散布機の整備の記載を追加  
・ 事業者に委託する場合の連携について記載を追加

**近年の動き**

- 2024年以降、**デング熱、チクングニア熱の大規模な流行が国外で発生**、チクングニア熱については**欧州や中国でも感染例が報告されている**
- WHOは、2024年のデング熱の流行等を踏まえ、**アルボウイルス感染症に関する臨床管理ガイドラインを発表**
- 2024年にWHO/UNICEFが公表した文書や「気候変動適応計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、**蚊媒介感染症は気候変動の影響を受けるものとして言及されている**
- 2026年3月に、JHSが「チクングニア熱の発生状況とリスク評価」を公表し、**輸入感染症を起点として国内発生の可能性があると**言及された



世界のデング熱感染者数推移のイメージ  
(2014～2025年)

- ※ BlueDotにより作成
- ※ 報道ベースの数値も含むグラフであり正確な患者数を示すものではないことに留意。

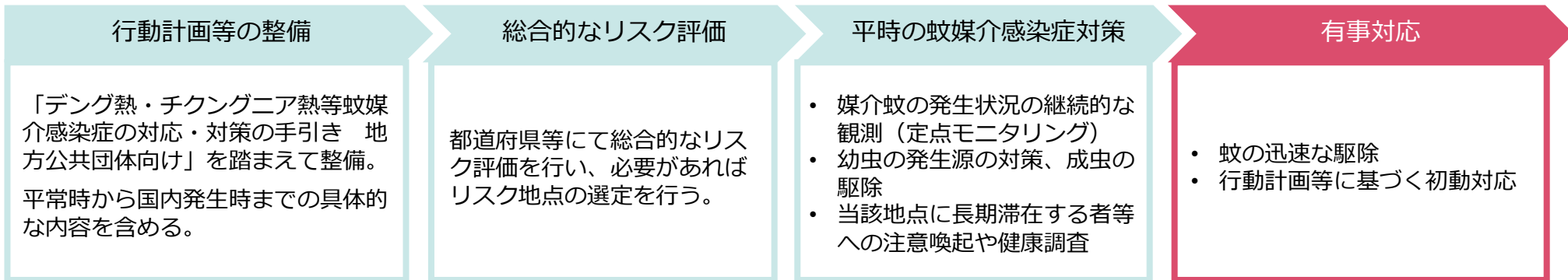
**国外での大規模流行・気候変動など、  
蚊媒介感染症の国内発生・感染拡大の可能性が高い状況にある**

# 自治体調査結果を踏まえた課題と対応

全国の都道府県及び保健所設置自治体を対象に調査を実施したところ、①行動計画の整備不備、②リスク評価の不備を含む平常時の対策不備、③人材養成の不足といった課題が見受けられた。

こうした状況を踏まえ、都道府県等における対策の確実な実施のため、指針の内容を整理し、あわせて国から都道府県等に対する支援を実施する。

## 【都道府県等による蚊媒介感染症対策の流れ】



### 行動計画等の整備

「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き 地方公共団体向け」を踏まえて整備。平常時から国内発生時までの具体的な内容を含める。

### 総合的なリスク評価

都道府県等にて総合的なリスク評価を行い、必要があればリスク地点の選定を行う。

### 平時の蚊媒介感染症対策

- 媒介蚊の発生状況の継続的な観測（定点モニタリング）
- 幼虫の発生源の対策、成虫の駆除
- 当該地点に長期滞在する者等への注意喚起や健康調査

### 有事対応

- 蚊の迅速な駆除
- 行動計画等に基づく初動対応

### 課題

- 6割以上の自治体で平常時から国内発生時までの具体的な**行動計画等の整備が行われていなかった**。

### 課題

- 約6割の自治体で**リスク地点の選定が行われていなかった**。
- 約半数の自治体で、リスク地点においてその管理者による**清掃等の対応を行っていなかった**。
- 約6割の自治体で**蚊（成虫）の調査が行われていなかった**。

### 課題

- 約8割の自治体で、**殺虫剤等の備蓄が行われていなかった**。
- 約半数の自治体で、**人材の養成は実施していなかった**。

### 対応

- 指針に行動計画等の整備を着実に実施する必要があることを明記
- 手引の記載を整理し、よりわかりやすく改訂

### 対応

- 指針にリスク評価の着実な実施を明記
- 手引の記載を整理し、リスク評価の手順（リスク地点選定の考え方）、清掃、蚊（成虫）の調査について明確化

### 対応

- 有事の際に確実に蚊の駆除が実施されるよう今後も備蓄状況を注視
- 川HSや厚労省において実施する研修機会の拡大

# 現状を踏まえた今後の蚊媒介感染症対策

- 近年、デング熱やチクングニア熱などの蚊媒介感染症の世界的な流行がみられており、インバウンドの増加や気候変動等も背景に、**海外で蚊媒介感染症にかかった者を発端として、国内において蚊を介した感染が拡大する可能性**がある。
- 都道府県等にアンケートを実施したところ、蚊媒介感染症の国内発生時の都道府等の対応をまとめた行動計画が整備されていないなど、**国内発生時の対応が懸念される都道府県等**も認められた。
- ▶ 上記のような状況を踏まえ、蚊媒介感染症への対策を強化するため、指針の改正を行うとともに、国からの支援を強化。
- ※ 指針は、感染症部会など所定の手続きを経て速やかに発出する。

## 今後の蚊媒介感染症対策と指針改正のポイント

### ○蚊媒介感染症に関する世界的な状況

(ポイント)

近年の流行や気候等の変化を踏まえると、海外輸入症例を起点として国内で感染が拡大するおそれがあることを明確にする。

(改正内容)

- ・ **デング熱患者、チクングニア熱患者の世界的な増加、インバウンドの増加、気候変動等、近年の状況を踏まえた記載を追加**
- ・ 世界的な状況を踏まえ、**輸入感染症例を起点とした国内感染拡大の可能性への対策強化の必要性を記載**

### ○都道府県等における対応・整備の強化

(ポイント)

国内発生時の初動対応においては都道府県等が重要な役割を果たすことから、平時からの備えを**着実に実施する**必要があることを明確にする。

(改正内容)

- ・ 都道府県等における**リスク評価の実施**や**行動計画の整備**を**着実に実施**するよう記載
- ・ 都道府県等における**人材育成**について、**着実に実施**する記載に変更
- ・ 検疫所と都道府県等の連携についての記載を充実化

(国からの支援)

- ・ 都道府県が行動計画の整備やリスク評価を実施するに当たって参照する「デング熱・チクングニア熱等蚊媒介感染症の対応・対策の手引き地方公共団体向け」の記載を整理し、さらにわかりやすく記載。
- ・ 国立健康危機管理研究機構において毎年実施している研修について、より多くの都道府県職員に研修の機会を提供。
- ・ 厚生労働省が実施する動物由来感染症対策技術研修会において媒介蚊対策に関する研修を毎年実施。
- ・ 引き続き、感染症法に基づき、都道府県等がねずみ族、昆虫等の駆除を実施した際の費用の一部について国が負担。

### ○研究開発に関する最新の知見を踏まえた対策の実施

(ポイント)

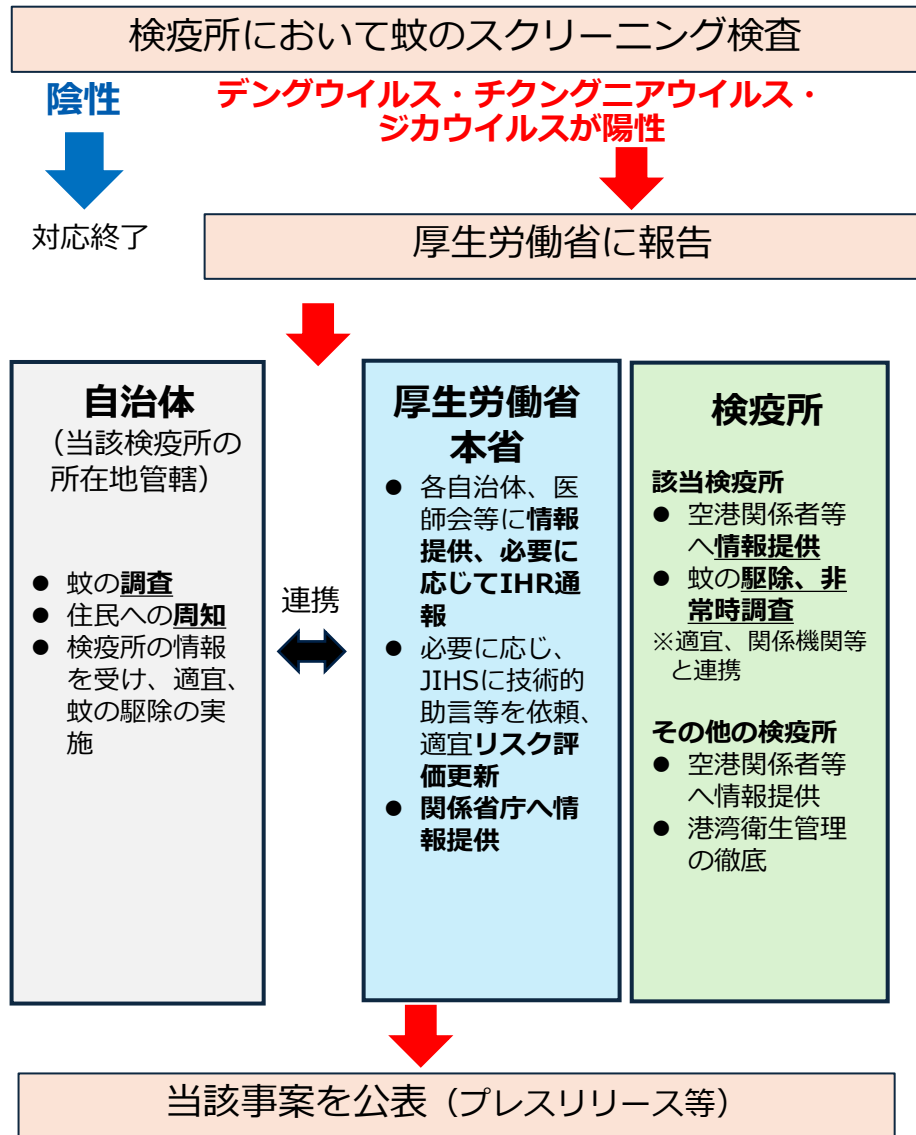
蚊媒介感染症の研究の効果的な実施のためには、最新の知見を踏まえつつ関係機関等とも協力して実施することが重要であることを強調。

(改正内容)

- ・ 重点感染症に指定されているものもことから、蚊媒介感染症のワクチンについて、研究開発を推進していく旨を記載
- ・ 最新の状況を踏まえた研究を実施する旨を記載
- ・ 疫学研究の実施に当たって、**自治体と協力して実施する旨を記載**

# (参考) 蚊媒介感染症に関する初動概要

検疫所による生息調査で採取された蚊からデングウイルス、チクングニアウイルス、ジカウイルスが検出された場合



デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症の国内感染例が発生した場合

